

平成25年6月28日

平成25年 第6回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成25年第6回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成25年6月28日（金曜日）午後2時00分～午後3時43分

2. 場 所 中央公民館301会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦 社会教育部長 小俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長 石井卓之 学校教育課長 岩本尚史

建築課長兼
教育施設担当
副参事 小泉光信 給食課長 梶川義夫

統括指導主事 小坂橋悦子 社会教育課長 村上敏彰

社会教育部
副参事
(国体推進
担当) 高橋宏之 中央公民館長 乙幡正喜

中央図書館長 関田実千代

6. 書 記

庶務係長 福 嶋 まゆ美 主 事 中 野 庸 平

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 8 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 4 第 9 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 5 第 10 号報告 平成 25 年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について
- 第 6 第 11 号報告 事務の臨時代理の承認について
- 第 7 第 27 号議案 東大和市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 第 8 第 28 号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 9 第 29 号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程
- 第 10 第 30 号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について
- 第 11 第 31 号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について
- 第 12 その他報告事項
 - (1) 体罰について
 - (2) 東大和市民プールのオープンについて
 - (3) 東大和市ボウリング大会について
 - (4) 小学校の食物アレルギー事故について
 - (5) 第八小学校校舎増築工事について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成25年第6回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、武石委員欠席でございますので、小泉委員にお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

教育長。

○真如教育長 平成25年5月25日から平成25年6月25日までの教育長の諸務報告をさせていただきます。主なものについてのみご説明を申し上げます。

5月28日、火曜日、平成25年第1回市議会臨時会に出席をいたしました。この席では、鈴木敏彦教育委員が議員に紹介されました。

5月30日、木曜日、小中一貫教育学校、品川区立豊葉の杜学園を視察いたしました。昨年からかつて行っておりましたイノベーション研修の研修会を復活させまして、さまざまな教育推進校を校長とともに視察をしているところでございます。視察した内容は、学校経営あるいは教育経営に生かすという目的で行っているものでございます。小中一貫教育につきましては、品川区が大変早くから取り組みを進めている学校で、この品川区立豊葉の杜学園はつい最近でき上がった校舎一体型の学校であります。総額86億円かけてつくった学校でありまして、特色としては、一般の小中一貫校につきましては、校長が1人、副校長が3人という形が多いのですが、この学校は小中それぞれ校長が1人と副校長が2人いるというところが特色であります。

なお、次回は7月9日の私立暁星小学校を訪問して、私立の学校の経営について学ぶ予定であります。

5月31日、金曜日、立川市の給食センターを視察いたしました。私と阿部学校

教育部長、梶川給食課長、小泉建築課長とで視察に参りました。大変広々とした敷地の中に建てられた給食センターで、建物の中に見学通路がありましたけれども、これもさまざまな工夫をした中でつくられていて、大変すばらしいなということを感じて帰ってまいりました。

午後は多摩教育事務所長、それから教育庁人事部の管理主事が東大和市を訪問しましたので、その対応を私と指導室長とでさせていただきました。東大和市の実情について説明をして、また来年度の人事についてご協力を願いたいという話をさせていただきました。

それから、6月2日、日曜日、環境市民の集いとあわせて国体の炬火・採火式に出席をいたしました。もう既に100日を切っておりますけれども、いよいよ国体が近づいてきたという、そういう機運の高まりを感じることができました。

それから、6月4日から6月19日まで、平成25年第2回市議会定例会に出席をいたしました。

裏面になりますけれども、裏面につきましては、6月18日、火曜日、社会教育団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申の受理をいたしました。後ほどまた詳しく説明をさせていただきます。

それから、6月20日、木曜日、東京都学校給食会定時評議委員会に出席をいたしました。あわせて公民館運営審議会に出席をし、委員の委嘱をさせていただきました。

それから、6月25日、火曜日、校長会役員会に出席をいたしました。本年度から校長会の役員の先生方と私たち、教育長、部長、それから担当の課長とで、さまざまな教育課題について相談をしながら戦略を立てていく、そういう会議を立ち上げました。ざっくばらんなどころでのいろいろな意見をいただきながら、東大和市の教育経営に活かしてまいりたいと思っているところであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

なお、ここで1点訂正でありますけれども、武石委員が欠席というふうに私申

しましたが、遅刻で出席なさるという連絡が入っていたようですので、報告をしておきます。したがって、会議録署名委員は武石委員にお願いしたいと思います。

◎日程第3 第8号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第3、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第8号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成25年度東大和市一般会計補正予算（第1号）であります。一般会計補正予算（第1号）は、第2回市議会定例会に第39号議案として提出され、6月4日に原案どおり可決されておりますが、前回の教育委員会が開かれた時点ではまだ市長との最終の予算調整が終了しておりませんでした。その結果、市議会に提出する前に東大和市教育委員会に付すことができず、平成25年5月28日付で事務の臨時代理をさせていただきましたので、今回の教育委員会にご報告申し上げ、承認をお願いするものであります。内容につきまして、学校教育関係は学校教育部長から、社会教育関係は社会教育部長からご説明を申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 それでは、学校教育に関する補正予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、13款国庫支出金、2項国庫補助金、7目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は、150万円の増額であります。

2ページをご覧ください。

小学校において、理科教育設備整備費等の補助金の活用を図り、新学習指導要領に対応した理科備品を整備するものであります。

2 節中学校費補助金は75万円の増額であります。同様に中学校における理科備品を整備するものであります。

3 ページをお開きください。

14款都支出金、3 項委託金、6 目教育費委託金、1 節教育総務費委託金は、305万5,000円の増額であります。

4 ページをご覧ください。

1 点目のスポーツ教育推進校事業委託金は150万円の増額であります。東京都の指定を受けた第三小学校、第五小学校及び第二中学校が対象であります。

2 点目の言語能力向上推進事業委託金は119万8,000円の増額であります。東京都の指定を受けた第四小学校、第十小学校が対象であります。

3 点目の人権尊重教育推進事業委託金は35万7,000円の増額であります。東京都の指定を受けた第九小学校が対象であります。

続きまして、歳出でございますが、5 ページをお開きください。

10款教育費、1 項教育総務費、3 目教育指導費は341万2,000円の増額であります。

6 ページの説明欄をご覧ください。

事業番号1 の就学相談事業費、9 節旅費は35万7,000円の増額であります。新たに委嘱いたしました嘱託員の費用弁償費、通勤費であります。

事業番号11の教育指導管理事務費は155万5,000円の増額であります。

8 節報償費は55万5,000円の増額であります。

1 点目の言語能力向上推進事業講師謝礼は41万6,000円の増額で、第四小学校と第十小学校が対象であります。

2 点目の人権尊重教育推進事業講師謝礼は13万9,000円で、第九小学校が対象であります。

11節の需用費は100万円の増額であります。

1 点目の消耗品費は言語能力向上推進事業及び人権尊重教育推進事業にかかわる消耗品98万7,000円の増額であります。

2 点目の印刷製本費は言語能力向上推進事業にかかわる印刷製本費1万3,000円でございます。

事業番号14の学校行事・部活動等運営支援事業費は150万円の増額であります。

19節負担金補助及び交付金も同額であります。歳入でご説明いたしました、

東京都の指定を受けた第三小学校、第五小学校及び第二中学校にスポーツ教育推進事業補助金を交付するものであります。

2項小学校費、1目学校管理費は3,950万円の増額であります。

事業番号1の小学校運営費は300万円の増額であります。

11節需用費は理科設備の充実に必要な消耗品費で154万5,000円の増額であります。

18節備品購入費は理科設備備品購入費で145万5,000円の増額であります。

事業番号2の小学校環境整備事業費は3,650万円の増額であります。

15節の工事請負費も同額であります。1点目の第二小学校屋上防水改修工事費は1,700万円であります。

8ページをお開きください。

2点目の第五小学校屋上防水改修工事費は1,950万円であります。今回屋上防水の改修工事にあわせて校舎屋上に、ヘリサインの塗装も実施するものであります。

なお、この2つの事業は国の地域の元気臨時交付金を活用するものであります。

7ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費は1,450万円の増額であります。

8ページの説明欄をご覧ください。

事業番号1の中学校運営費は150万円の増額であります。

11節需用費は理科備品の充実に必要な消耗品費で47万3,000円の増額であります。

18節備品購入費は理科設備備品購入費で102万7,000円の増額であります。

事業番号2の中学校環境整備事業費は1,300万円の増額であります。

15節の工事請負費も同額であります。

第二中学校屋上防水改修工事費であります。中学校につきましても改修工事にあわせて屋上にヘリサインの塗装を実施するものであります。この事業も国の地域の元気臨時交付金を活用するものであります。

次に、5項保健体育費、3目学校給食費は2,256万6,000円の減額であります。説明欄をご覧ください。事業番号3の学校給食施設建設事業費も同額であります。13節の委託料も同額であります。新しい給食センターの建設用地におきまして東京都の条例により土壌汚染調査を実施する必要が生じました。このため調査の委

託料を新規に計上するとともに、平成25年度中に設計を完了する見込みが難しくなったため、設計の委託料をすべて減額し、改めて25年度におきましては基本設計の委託料を計上するものであります。

1点目の新給食センター建設工事設計委託料の減額は4,024万8,000円の減額であります。2点目の新給食センター建設工事基本設計委託料は1,122万4,000円の新規の計上であります。3点目の新給食センター建設用地土壌汚染概況調査委託料は645万8,000円の新規の計上であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 続きまして、社会教育部の説明をさせていただきます。

歳入はございませんので、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

10款教育費、4項社会教育費は4,547万7,000円の増額であります。その下、1目社会教育総務費は76万8,000円の増額であります。右側のページ、8ページの事業番号7、文化施設管理費、8節報償費76万8,000円も同額であります。これは、吉岡画伯の作品の目録を、武蔵野美術大学の教授等の皆さんにご協力いただき作成するための経費であります。具体的には、1日当たり、教授、助教授、学生3人、合わせまして5人の皆様にチームになっていただき、土日を活用いたしまして調査をしていただきたいと思いますと考えております。この調査が終わりまして完成しました目録に基づきまして、財産を管理しております吉岡画伯のご子息と、作品の寄贈・寄託に向けました調整並びに手続を進めてまいります。

続きまして、4目郷土博物館費は4,470万9,000円の増額であります。事業番号1、郷土博物館管理費は44万1,000円の減額であります。内容であります。1節報酬51万3,000円の減額は、嘱託員による郷土博物館長が4月末日で終了し、5月より主査職による館長制度に切り替えたことに伴い、不用額209万円を減額し、そのかわりに新たに学芸員の資格を持った博物館業務員を1人採用するための経費157万7,000円を相殺した金額であります。

一番下の9節旅費7万2,000円は、今ご説明申し上げました博物館業務員の交通費に当たる経費でございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

事業番号2郷土博物館事業費、15節工事請負費は4,515万円の増額であります。

これは平成6年4月の郷土博物館開館以降多くの利用者の皆様に親しまれてきましたプラネタリウム本体並びに全天周投影機を改修する経費であります。これまで約20年間更新可能な部品につきましてはその都度修理で対応してまいりましたが、最近では部品の製造中止等の理由により修理が必要になった場合に部品の交換ができない状況になっておりました。この改修に当たりましては、9ページの上のほうにございますが、国の地域の元気臨時交付金3,350万円が見込めることから改修できる運びとなりました。改修後につきましては、迫力のある映像や臨場感あふれる体験ができるデジタルシステムの番組が投影できるということで、大幅な観客数の増となるよう努めてまいります。

続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費は5万3,000円の減額であります。

事業番号4、日本初女子フルマラソン開催地記念事業費も同額であります。これは当初予算の策定時には既存のブロンズ像を購入し、設置する経費として15節工事請負費425万3,000円を計上しておりました。その後今年度に入りまして、武蔵野美術大学の専門家から、デザインの制作の時点から請負、市民意見を反映した像をつくることが望ましいというような意見をいただきまして、庁内でさまざま議論した結果、よりよい記念碑の設置のため記念碑制作を委託することといたしました。そのため、工事請負費を全額減額し、記念碑制作委託料420万円を計上しましたので、その金額について相殺した結果5万3,000円が減額となったものであります。今後につきましては、武蔵野美術大学に3つのデザインを制作していただき、選定委員会を立ち上げ、市民の投票を踏まえてデザインを決定したいと考えております。

続きまして、5項保健体育費、2目体育施設費は64万7,000円の増額であります。事業番号1、体育施設運営費、11節需用費、6番修繕料、施設修繕料も同額であります。これは現在市民体育館西側の駐車場の地面に敷設しておりますインターロッキングのブロックが、長年の利用に伴いでこぼこの状態となり、非常に危険であることから、アスファルト舗装を施しまして、利用する皆様に安全に利用していただくため修繕するものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 歳出の6ページのところでお尋ねいたします。

先ほど報償費として言語能力向上推進事業講師、人権尊重教育推進事業講師として計上されておりましたが、具体的にはどのような取組みをされているのか。どのような資格を持った方が講師として対応してくださるのか、もう少し具体的にお聞かせください。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 まず、言語能力向上推進事業の講師ですが、四小では落語家をお呼びして、子どもたちに言葉の楽しさを教えるということを計画しております。その後は授業研究、これは主に大学教授等を計画しております。十小は授業研究を中心とということで、昨年国語科の研究を1年間進めましたので、授業を通してということで、やはり大学教授等を計画しているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

小泉委員。

○小泉委員 ありがとうございます。人権尊重のほうはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 失礼いたしました。人権教育もやはり道徳とか、それから人権に関して詳しい方ということで、今、学校で選定を進めておりますが、恐らく学識経験者、それから大学教授等というところでこれから上がってくると考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

なければ、私から、学校教育1点、社会教育1点お尋ねします。

資料の8ページにかかわるところですが、最初に学校教育ですけれども、二小、五小、二中の校舎屋上防水工事をやっていただけるようすけれども、これによって雨漏りは大分解消されると考えてよろしいのでしょうか。

建築課長。

○小泉建築課長兼教育施設担当副参事 ただいまのご質問ですが、第二小学校におきましては今現在2階と3階で雨漏りがございます。今回防水工事をすることで

解消されると考えております。また、五小につきましても3階の配電室周り、廊下の部分です、こちらも雨漏りがございます。これの工事に伴いまして解消されると考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 社会教育のお尋ねですが、文化施設管理費の報償費で美術園の作品の調査整理目録作成のための費用をもっておりますけれども、これくらいの費用ですべての作品について目録ができ上がる予定でしょうか。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 実は作品につきましては、平成3年に一度吉岡画伯の作品あるいはアトリエにある小物類につきましてはすべて武蔵野美術大学に調査をお願いしております。調査から20年が経過したことから、ご子息の三樹さんにおかれましては寄贈・寄託の前提としてもう一度チェックをかけていただきたい、このようなお話がございましたので、基本的な目録は紙ベースのものをデータ化したものがございますので、そちらとの突合という形になりますので、作業的にはこの費用で足りると認識しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 わかりました。

ほかにありませんか。

小泉委員。

○小泉委員 歳出の10ページです。先ほど社会教育部長さんから、日本初女子フルマラソンの記念碑の件でご報告いただきました、ありがとうございます。これは感想でお礼を申し上げたいと思います。当初、既存のブロンズ像を予定していたのが、武蔵野美術大のお申し出等により、既存のものではなく、市民の希望とか、市の要望とか、いろいろと思いを入れた記念碑を作成していただけるということで、とても私もうれしく思っております。どうぞいいものをつくっていただけるよう、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま小泉委員から、フルマラソンの記念碑の関係でお話をいただきました。去る26日、お願いをいたします武蔵野美術大学の教授3人の方がお越しになられまして、市長とお会いされました。市長の思い、考え方とか、どういうものをつくりたいというお気持ちを教授の皆様にお話をされておりました。

た。教授の皆様も、ひどい雨の中ですが、現場を見ていただきまして、どういうものがいいのか、3つデザインを考えていただくに当たりましていろいろな考え方を持っていただくことができました。7月末日までに3つのデザインをつくっていただく予定になっておりまして、それ以降市内の公共施設に投票箱を置きまして市民の皆様にご投票していただきたいと思っております。その結果を踏まえて、選定委員会を立ち上げてそこで決めていきたいと思っておりますので、既存の、買ってきたものを多摩湖に飾るのではなく、東大和市ならではの、フルマラソンの発祥の地でもありますので、これまでの歴史などを踏まえて、すばらしいデザイン、そして記念碑が建つように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 今の話にもありましたけれども、国の地域の元気臨時交付金というのは、これは今年度だけのものでしょうか。これは臨時ですか、期限があるのかどうか、何年間かという期限があるものなのか。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 今回の国の地域の元気臨時交付金につきましては、国からは目的が地方の資金調達に配慮して経済対策を迅速かつ円滑に実施するために今回限りの特別の措置として交付するというところで創設されたということでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 あとはよろしいですか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第8号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第4 第9号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第4、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議

題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第9号報告 事務の臨時代理の承認につきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

本件は東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱に関するものであります。委員のうち学識経験者であります関田貢氏並びに中村庄一郎氏の任期が満了いたしました。次の任期の委員として、関田正民氏並びに中間建二氏を議会から推薦いただきましたので、委嘱するものであります。任期は平成25年6月1日から平成27年5月31日まででありますことから、事務の臨時代理を行いましたので、ご報告申し上げます。

よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第9号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第10号報告 平成25年度東大和市社会教育関係団体
連合体に対する補助金の交付に伴う答申
について

○鈴木委員長 日程第5、第10号報告 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第10号報告 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金につきましては、平成25年5月21日付で東大和市教育委員会から東大和市社会教育委員会議へ諮問したものに対する答申でございます。答申の内容による補助金総額384万6,400円につきましては、昨年度交付いたしました7団体に対しまして諮問と同額の内訳で交付をするものでございます。また、答申には付帯意見がございましたので、ここで読み上げさせていただきたいと存じます。

付帯意見。

社会教育関係団体の活動は、市民の広汎な社会教育活動の中心的役割を果たすとともに、まちづくりの一端を担っております。現在、東大和市社会教育関係団体連合体は、7団体で構成されておりますが、この7団体が相互に連携を図り、横のつながりを緊密にしていくことで、一層充実した事業運営が期待でき、本市の社会教育活動のさらなる振興に大きな力になると考えます。補助金の交付については、これまでもご尽力をいただいておりますところですが、昨今の社会教育の進展と新しい公共の広がりの中で、今後、社会教育の役割と重要性が益々高まるものと考えられます。厳しい市の財政状況ではありますが、社会教育関係団体の活動が地域の教育力を高める原動力の一つであるという考え方に立ち、特段の配慮をしていただくようお願いいたします。

なお、今後は市の補助金交付要綱に基づきまして、交付、決定等の手続を進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

なければ、私から、付帯意見について、この付帯意見の内容はかつてのものの変更があるかどうか。それが一つ。

それから、この付帯意見の中に、下から6行目ぐらいからですが、昨今の社会

教育の進展と新しい公共の広がりの中で、今後、社会教育の役割と重要性が益々高まるものと考えられますというのは、私どもも同意見であると受けとめております。したがって、最後の行になります。特段の配慮を、市にも、配慮というよりお願いをしてきているところだと思えますけれども、その辺の状況や経過について、社会教育委員に報告がいつているかどうか。そのところをお尋ねしたいと思えます。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 2つご質問をいただきました。

まず、これまでの付帯意見と内容が違うかどうかという点でございますが、今回皆様から出てきた付帯意見にもありますとおり、社会教育委員会議の中では、7団体が一堂に会してさまざまな苦勞や課題を話し合うような場というのをつくれたらどうかということが今回新しく出ました。これまでは補助金を申請するために皆さん集まってもらったというのがこれまでの会議の持ち方でしたけれども、それをさらに発展をさせて、その7団体が皆さんでいろいろ話し合うような機会をつくれたらどうか。そのことでさまざまな共通認識、より皆さんが行われていることが一歩でも二歩でも発展していくのではないかと、そのようなお話の意図から今回、付帯意見の中に盛り込まれたということになっております。そういう場が持てるかどうか、検討して、持てるように考えていきたいと思っております。

それから、これまでの市長部局への予算のお願いなど、社会教育委員会議でも話しているかというようなことでございますけれども、例年付帯意見をいただく中で予算の査定、策定時には市長部局と掛け合うときに、この社会教育委員会議で出たお話をしてくいております。そういう中で、しかしながらこの部も市役所の中は同じですが、枠配分という予算の作り方の中でやむなくこの補助金が減ることなく何とか保持をしてきて、現状維持しているという現状がございます。その私どものやりとり、予算の策定の毎年苦慮している部分でもございますが、そういう部分につきましては社会教育委員会議の中でもお話をし、なかなか補助金が、全庁的にも増える傾向にはないのですけれども、せめて減らないように努力をしています、そういうことは常々言うてございます。補助金でございますので、私どもの部分で増額するというのはなかなか全庁的に難しい部分がございますけれども、補助金については全庁的に動いている部分もございますので、今後も市長部局には補助金の内容について理解を求め、私どもも金額が減らないよう

に、またこの7団体がこの補助金を非常に有意義に使っていただいていますので、減ることのないように現状では努力していきたいと思っておりますし、社会教育委員会議の中でもそのように説明を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんね。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第10号報告 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第10号報告 平成25年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について、本件を承認と決めます。

◎日程第6 第11号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 日程第6、第11号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第11号報告 事務の臨時代理の承認についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、公民館運営審議会委員について、市議会から選出された委員の委嘱についてであります。東大和市立公民館運営審議会委員の任期が本年5月31日をもって満了となり、前回の教育委員会定例会で10人の委員の委嘱について承認をいただいております。その後市議会より5月28日付で、学識経験者として東口正美氏が委員として選出されましたので、ご承認いただくものであります。この件につきましては、東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に対する規則第3条第1項の規定に基づき、平成25年5月29日付で事務の臨時代理を行いましたので、同条第2項の規定に基づきご報告し、ご承認をお願いするものであります。任期につきましては平成25年6月1日から平成27年5月31日までの2年間となり

ます。

なお、もう1人の学識経験者の方は選定中であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第11号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第11号報告 事務の臨時代理の承認について、本件を承認と決めます。

◎日程第7 第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第7、第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

今回東大和市学校給食センター運営委員会の委員のうち、小中学校のPTA会長並びにPTAに準ずる会の代表者に変更がありました。新たに第一小学校、第二小学校、第三小学校、第四小学校、第五小学校、第一中学校、第二中学校、第五中学校のPTA会長、及び第九小学校の保護者連絡会会長、第十小学校の保護者と教師の連絡会会長、合わせて10人の方に委嘱するものであります。新しく委員になれる10人の方の住所、氏名等は議案書のとおりであります。

なお、任期であります。平成25年7月1日から会長の職にある間です。
以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第27号議案 東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 第28号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則
の一部を改正する規則

○鈴木委員長 日程第8、第28号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年度から指導教諭が導入されることに伴い、職層に指導教諭を加える改正を行うものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。第7条の3を第7条の4とし、第7条の2の次に指導教諭を加えるものであります。第7条の3の第1項として、学校に指導教諭を置くことができる旨を規定し、第7条の3の第2項として、指導教諭は児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う

とする旨を規定するものであります。

附則であります、この規則は平成26年4月1日から施行するものであります。

なお、資料といたしまして、新旧対照表をご用意いたしましたので、ご参照ください。

指導教諭の概要につきましては学校教育部参事兼指導室長からご説明いたします。

よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 それでは、お手元にございます指導教諭の導入についてという資料をご覧ください。資料1という形になります。

左側のページになりますが、設置の目的としましては、高い専門性とすぐれた指導力を持つ教員の力を活用して、教員全体の意欲と学習指導力の向上を図るため指導教諭を置くというものでございます。指導教諭の主な役割としましては、授業力の向上を行うことになります。

(2)といたしまして、職の位置付けですが、平成19年度の学校教育法の改正に伴いまして、組織的な人材育成を推進するための職として設置できるようになっております。

続きまして、職務内容ですが、(2)具体的な職務内容の表の下のところになります。そこに①から⑥まで、指導教諭の主な職務が書いてございますが、特に②模範授業、年3回程度の模範授業及び研究協議会を実施するという事で、指導教諭は自校におきまして自らの授業を年3回提案をいたします。そこに自校並びに他校から参観者が来て授業力を高めるということがございます。

それから、もう一点③です。公開授業、他の教員に対して授業を見学させる機会を設けるということで、いつでも日常的に他校の教員また自校の教員が見学できるという場も設定いたします。以上のねらいをもちまして指導教諭が設置されるところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

では、一点お願いします。

教科は国語、算数、数学、理科となっておりますけれども、近い将来この教科を

広げていく予定はあるのかどうかということと、これは質問で、次は感想ですけれども、こういう指導教諭の導入というのは非常に良い試みだと思います。道徳地区公開講座などを見せていただいても、特に中学校などの場合は教科担任制で、道徳についての経験がほとんどない方が担任になって初めて道徳の授業をするというような場面が結構あるようですけれども、道徳の授業はこれが良い授業なのだ、そういうものを見て覚えるというのはとても大切だと思います。今、道徳の例をとりましたけれども、この導入の趣旨は非常に良い試みだと思っておりますので、成功させたいと思います。

質問について、お願いします。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 その資料2に書かれていますとおり、26年度は、国語、算数、理科、これは小学校であります。中学校は、国語、数学、理科ということで決められておりますが、順次教科を広げていく予定でございます。おおむね5年をかけて全教科配置という予定でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 来年度から実施されるということのようですが、当初から当市では何人ぐらい予定されているかということと、学校内での序列といいますか、それは主任の後になるわけですか。どちらでもいいことのように思いますが、書いてあるのを見てそういうふうに思ったので、一応お聞きします。

以上です。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 まず当市ですが、実はこの配置に関しましては東大和市のブロックがございます。東村山市、東大和市、東久留米市、清瀬市、武蔵村山市、西東京市という6市の中で、小学校から3人、中学校から3人という形で割り当てがございます。ただ、この指導教諭ですが、今現在都立学校で導入が始まっておりますが、都の教育委員会の規定によりますと大体おおむね130人に一人ぐらいの指導力の高さということでありまして、今6市の中で選定を進めるところですが、いなくても構わない。余り早急に配置をするのではなく、じっくり選定をしていただいて配置ということを進めてほしいという要請は受けております。

この指導教諭の校内における組織の位置ですが、今現在主幹教諭がおりますが、この指導教諭も主幹教諭と同じ4級職ということで選考が行われていきます。ですから、給与体系上は主幹と同格、ただし職務内容が違うという形になっていきます。

以上です。

○鈴木委員長 もう一点私から。

今の説明で大体わかったのですが、主幹と指導教諭を兼ねるということはない。それから、指導教諭になっていた人が今度主幹になるとか、そういう出入りは許されるのでしょうか。

指導室長、お願いします。

○石井学校教育部参事兼指導室長 まず、主幹と主任ですが、この中では同じ選考のために今現在主幹でいる者の中から、本人と、それからもちろん教育委員会の同意ですが、指導教諭になれるという形の行き来はできるような体系になっております。ただ、あくまでも主幹は副校長になっていくラインでございますので、基本的には主幹でしっかり組織をまとめていただきたいという意向はあると聞いております。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 とても重要な職務を担ってくる指導教諭だと思って説明を読ませていただいたのですが、このように模範授業を年3回程度実施するとか、公開授業を行わなければいけないという、こういう厳しい能力を備えた人たちは何か特に養成をしていくとか、研修を行っていくのでしょうか。

それと、6市の中から小学校3人、中学校3人ずつでいいのだということでしたけれども、では、本市においては今後どのように予定をされているのか、何かお決まりでしたらお聞かせください。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 養成ですが、本市において養成というよりも、都の中のいろいろな研修の機会がまずございます。教員の中では教師道場という、教員のいろいろな資質を高めるものがございます。それが終わった中、その中から授業リーダーというものが、今度は道場にいる部員を指導する立場になります。それから、研究員という制度がございます。おおむねこの指導教諭は授業リーダーや研究員を終えた程度の者であるということが想定されております。また、都

立学校の場合には、この選定が行われたときには教科書を書ける程度の資質を持っている者というようなこともございました。都立学校の場合はおおむね50代がなっていたと伺っております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかはございませんか。

質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第28号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第28号議案 東大和市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本件を承認と決めます。

◎日程第9 第29号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程

○鈴木委員長 日程第9、第29号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成26年度から指導教諭が導入されることに伴い、指導教諭を加える改正を行うものであります。

内容につきましてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。第2条第1項中、主幹教諭の次に指導教諭を加えるものであります。附則であります。この訓令は、平成26年4月1日から施行するものであります。

なお、資料といたしまして新旧対照表をご用意いたしましたので、ご参照くだ

さい。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第29号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第29号議案 東大和市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程、本件を承認と決めます。

◎日程第10 第30号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について

○鈴木委員長 日程第10、第30号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第30号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は現在の文化財専門委員が平成25年6月30日で任期満了を迎えることから、新たに平成25年7月1日から平成27年6月30日までの任期で10人の委員を委嘱するものであります。

なお、別紙資料の委員のうち、新任の委員は松原典明氏と相沢韶男氏の二人であります。松原氏は東京国立博物館研究補佐員や、立正大学非常勤講師を歴任され、現在は石造文化財調査研究所代表を務めておられます。今回委員を退任される坂詰秀一立正大学名誉教授のもとで東大和市史資料編第6集の執筆に携わっていただいた方であります。相沢氏は武蔵野美術大学教授で、民俗学をご専門とさ

れ、今回委員を退任される田村善次郎武蔵野美術大学名誉教授とともに本市における生活文化財調査の責任者としてかかわっていただいた方でございます。他の委員は再任でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第30号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第30号議案 東大和市文化財専門委員の委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第11 第31号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について

○鈴木委員長 ここで会議の非公開について、お諮りいたします。

日程第11、第31号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免については、人事案件であることから、会議を非公開としたいと思いますが、これに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。

よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議資料の取り扱いにつきまして、お諮りいたします。

本案の会議録及び会議資料につきましては、平成25年7月1日までの時限秘としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(該当職員退室)

○鈴木委員長 日程第11、第31号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議題となりました第31号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

本件は人事案件であります。平成25年6月21日付で内示がございましたので、ご説明申し上げます。

まず、中央公民館長の乙幡正喜が市長部局へ出向いたします。新しく教育委員会に出向となり任命する者としまして、福島啓二が中央公民館長になるものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第31号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、第31号議案 東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について、本件を承認と決めます。

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(該当職員入室)

◎日程第12 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第12、その他報告事項を行います。

報告事項1、体罰について、本件の報告をお願いいたします。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 それでは、体罰の報告をいたします。

お手元の資料でございますが、これは5月23日木曜日に東京都教育委員会によりましてプレス発表されまして、今現在都のホームページにございますものをプリントさせていただいております。本市におきましては、体罰事故は2件、第三中学校、第四中学校でございました。教師が生徒に対してたたくという事案でございます。生徒にはけが等はございませんでした。これにつきましては、都教委の発表がある前に、第三中学校、第四中学校から各保護者にそういうプレスがあるということ、それから各学校の対応策ということでお伝えをさせていただきました。その後教育委員会、学校には特にご質問等はいただいております。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

土田委員。

○土田委員 よくわからないところを説明していただきたいのですが、調査の内容・方法というところの2番目、都立学校全2,184校という数字があります。ところが、報告数のところの合計が2,190校というトータル数字が出ているということが一つです。

それと、2,190校もあって本調査への報告のあった学校数が502校しか報告されないというのはどういうことなのか。全体の数字を見てもこれでは半分以下だから余り参考にならないと思ってしまいました。その2つをお聞きしたい。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 これが調査対象の学校が都立学校ということなのですが、学校設置数、私も今初めてここ気がついたのですが、恐らくこの下にある中等教育学校、これが実は前期、後期、それぞれ中高の区分になっているので、これがカウントされてまいりますので、そこに6校分増えていくという形になってまいります。2の報告数の表の下の注のところになります。

それから、今ございました全体の中の502校ということですが、今回の体罰の分類に関しましては一番最後の部分のところになると思いますが、別添の体罰分類基準というのがございます。体罰か、不適切な指導か、このところの境目がなかなか各学校で判断が難しかったところもあると思います。本市におきまして

は基本的に教員が子どもに手を出したものはすべて体罰であるという認識のもとに進めましたので、このような結果になっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

小泉委員。

○小泉委員 体罰が行われた学校というところで、場面、行為者と回数と分かれているのですが、行為者としてはほぼ教職員が多いのかなと思って見ました。場面のところで、部活動、これは場面が授業中か部活動かに分けたと思うのですが、部活動における行為者もほぼ教職員と見てよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 行為者ですが、そこに教職員と外部指導員とあると思います。そこを見ていただくと、外部指導員のほうが少ないということが、教職員が主となっているということの報告はなっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、教職員が行為者となって、いわゆる体罰を行っているというふうにはほぼ受けとめていいかと思うのですが、そうしますと、本当に教職員の意識、きちんと持っていただいて、児童・生徒に接していただきたいと強くお願いいたします。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 今、委員ご指摘のとおり、やはり本市でも体罰根絶ということで教員の意識をしっかりとってやっていただきたいということで、体罰はないということの指導を強めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

一点、私から。今の発言とも関連しますけれども、部活動の場合に保護者や地域の人で勝利至上主義というか、とにかく勝って成績をおさめればいいとの、多少の体罰は黙認だ、そういう風潮があることも事実のような気がするわけです。それに甘えるのも、教員としては甘えてはいけないのですが、そのところをこれからどういうふうにしていくか。それから、もう一点は外部指導員を部活動で依頼した場合に、外部指導員に、絶対体罰はしません、そういう取り決め

をやはり、学校が依頼するのか、教育委員会が依頼するのか、わかりませんが、そのときにしっかり取り決めをしていただきたい、そういうふうに思います。

それから、かつては親もよく、子どもが悪いときは先生どんどん引っぱたいていいからやってください、こういうことは家庭訪問でよく出た話です。でも、実際はどんどんやったりしたら親は黙っていないのが現実ですけれども。家庭で体罰を受けながら育てている子どもは、学校で言葉で諭されても余り効果がない、ここに一番難しい問題が実はあろうかと思います。だから、言葉で指導の思いが通らない子どもと対応したときに、どういうふうにして指導を徹底していくか。その点について、やはり研修か何かしかならないかと思いますが、お考えがありましたらお願いしたいと思います。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 まず1点目の地域、保護者が勝利至上主義であるという点、これは確かにご指摘のとおりだと思っています。今回の大阪の件もそれが背景にあったというような記述もございました。やはり部活動は人格形成、それから子どもたちが本当に部活動を通して自己の欲求を高めたり、学校って本当に楽しいな、そういうところにねらいがございますので、その指導をしっかりやっていくように校長会と連動しまして指導をしていきたいと考えております。

それから、2点目の外部指導員ですが、今回の件がありまして中学校長会にお話をした中で、各学校の校長先生方は外部指導員には体罰は絶対いけないという話を全校してくださっておりますので、それをしっかり続けていきたいと思っております。

それから、3点目、保護者が要するに暴力で子どもを育成している場合、学校ではなかなか言葉で指導が厳しいという部分は確かにあり、多くの学校で苦労しているところでございます。しかし、その一方で子どもたちがしっかり学校で認められているとか、それから、本当の学びで満足をしている、そういう姿が出てくることによって暴力によらない指導というのは必ずできると確信しておりますので、今ご指摘のとおりさまざまな研修を通して進めていくことが重要だと思っております。その第一歩はやはり人権尊重教育だと思っております。先日も中学校訪問に行ったのですが、統括から、ある若手の教員が、授業中に君、さんをつけないで呼んでいる。それはもちろんその教員はそういうふうに通過してきたかもしれないし、それによって距離を縮めているかもしれないのですが、やはり明

らかに違いますという指摘もさせていただいておりますので、人権教育、それから自己肯定感を持たせる指導、これを研修、それから我々の学校訪問、いろいろな機会を通して浸透させていきたいと考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項2、東大和市民プールのオープンについて、報告事項3、東大和市ボウリング大会について、以上2件は一括して報告をお願いいたします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 お手元のその他報告資料2をご覧ください。

1点目の市民プールにつきましては、7月13日の土曜日から9月1日の日曜日までの51日間を実施いたします。例年どおり初日の7月13日は利用者サービスの向上及び施設の周知、利用促進を目的といたしまして無料でご利用をさせていただきます。開場時間につきましては午前10時から午後6時を予定しておりますが、7月16日から19日までは小中学校での授業がございますので、一般への開場は午後1時30分からとさせていただきます、午前中は地域への還元サービスの一環で、事前の申し込みが必要となりますが、近隣の保育園・幼稚園を対象に幼児プールの無料開放を行います。そのほか、例年どおりポイントカードの導入ですとか、ワンポイントレッスンなどの各種イベントも予定しております。市民の皆様には7月1日号の市報及びホームページ等で周知を図ってまいりたいと思います。

1枚おめくりいただきたいと思います。続きまして、東大和市ボウリング大会についてでございます。こちらにつきましては、東京都市長会の多摩・島しょスポーツ振興事業助成金を活用いたしまして、8月4日、日曜日、午前9時30分から東大和グラウンドボウルにて実施をするものでございます。ご案内のとおり9月に開催されますスポーツ祭東京2013では当市は正式競技のボウリングの会場でございます、そのPRも兼ねまして、子どもたちを中心にプロボウラーからの直接の指導、あるいはボウリングの規則の説明、ボウルの選び方、投げ方などを学ぶ教室を行うとともに、ゲーム形式のボウリング大会を実施するものであります。72人程度の参加を予定しております。本チラシにつきましては、小学校4年生以上全員にお配りをするとともに、中学校へはポスターと窓口配布用のチラシをお配りさせていただきます。こちらの事業につきましても7月1日号の市報、及び市のホームページ等で周知を図るとともに、市内公共施設、及び西武鉄

道や多摩都市モノレールの各駅にポスターの掲示等をさせていただきます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項4、小学校の食物アレルギーの事故について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○小板橋統括指導主事 市立小学校における食物アレルギー事故への対応について、お話をさせていただきます。

まず、私から経過を、そして対応については給食課長からお話をさせていただきますと思います。

平成25年6月20日の木曜日、第1学年の児童が、その日に出されました給食のメニュー、じゃことクルミの佃煮を一口食べた後に口の周りに赤い発疹が出たため、保護者に連絡をとり、保健室で様子を見ることといたしました。学校と保護者が対応について以前から共通理解していた内容は、間違えてクルミを食べてしまったときには1、2時間安静にしていれば治まるというようなことでしたので、今回学校でもそのようにしてほしいという保護者の言葉がありましたので、同様の対応をいたしました。その後、呼吸があらくなり、腕や腹部に発疹が出たため、食物アレルギーの疑いがあると判断をして、救急車を要請し、東村山市内の病院に搬送をいたしました。児童は点滴を受け、症状はおさまりましたが、念のためにその日は入院し、翌日6月21日、金曜日、午前11時に退院をしました。その日は自宅で静養をしました。週明け、6月24日の月曜日には学校に元気に登校をしました。

私からは以上でございます。

○鈴木委員長 給食課長。

○梶川給食課長 それでは、私から、その後の対応につきまして、ご報告させていただきます。

今回の事故を受けまして、翌6月21日の金曜日でございますが、午前中に臨時の校長会を開催いたしました。そこで食物アレルギーの対応について注意喚起、

それから防止策について確認をいたしたところでございます。あわせて、作成済みでございます東大和市立小中学校アレルギー疾患への対応マニュアル暫定版がございますが、こちらの徹底を図ることを指示しております。また、6月24日午後でございますが、教育委員会管理職以上によります会議を持ちまして、事故後の対応、それから今回の事故における課題を確認しました。今後は、各学校に対しまして食物アレルギーのある児童・生徒に関する状況調査を行うとともに、再発防止に向け同マニュアルについてのさらなる検討を加えてまいりたいと考えております。

なお、同マニュアルの暫定版という表現でございますが、こちらが誤解の恐れがあることから、暫定版との表記を取ることにいたしました。

以上でございます。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

1点、お願いします。アレルギーはとても怖いということを実体験したことになりますけれども、アレルギーの子ども、例えばクルミを食べてもそのときの子どもの体調によるそうです。それから、食べあわせにもよるそうで、杉花粉の時期はクルミを食べても何でもないけれども、ヒノキ花粉の時期になると体内でヒノキ花粉とクルミと作用してアレルギーが出るという、そういうこともあるというような話も聞いたことがありますので、恐れのあるものは全部情報を共有して、学校と保護者と十分に情報を共有してやっていただければいいのではないかと思います。

それから、この間学校訪問をしたときに、ある学校の養護の先生がおっしゃっていたのですけれども、非常に神経質になっているのです。本校にこういう事態が起きたらどうしようかと。そのお気持ちはよくわかりましたので、特に新任や経験の浅い養護の先生がこういう事態に陥ったときに自信を持って対処ができるように、養護教諭部会での研修とか校内での連携体制とか、しっかり組んでいたかないと困る、そういう感じを持ちました。

それから、もう一点ですけれども、昨日あたりから報道で随分言われていますけれども、プラムを食べて、特別支援の子どもが実の部分を食べた種部分が喉に引っかかって、呼吸困難になって亡くなりました。ああいう丸い食べ物というのはこんにゃくゼリーでも危険だといっているわけですから、やはり小さく切る

とか、そういう配慮が必要になってくるのかなと思いましたが、その中で話の一つに、食パンを一口か二口で一遍に食べて、のみ込もうとしたらのみ込めなくて、息が詰まって亡くなったという前例があるそうです。だから、そういうことも給食にかかわることですので、いろいろな場面で機会があったらご指導をお願いしたいと思います。

学校教育部長。

○阿部学校教育部長 大きく3点かと思いますが、情報共有に関しましては非常に重要なことだと再認識しております。先ほど報告がございましたように、マニュアルの見直しをしております。その方向性としたしましては、これまで保護者の方と学校との間で、認識としては、程度としては軽いのでということで要りませんとおっしゃる家庭がございますと、ご家庭で対応をお願いしますということでしたが、今回のようなケースも考えられますので、その場合にも情報の提供を、アレルギーに関しての詳細な献立などの情報の提供を差し上げたいと考えております。家庭での対応のさらなる参考情報ということで支援ができればと考えております。

2点目につきましては、養護の先生に限らず、学校また教育委員会全体が一定の緊張感をもって臨むということが一番重要だと考えております。今年度に入りましても食物アレルギーに関して、特にアナフィラキシーショックが起きた場合の対応ですとか、その見極め方というものは、学校保健運営連絡会というのがございまして、養護の先生初め、今回は未就学児のかかわりのあります、具体的には市長部局ですとか、市内の保育園ですとか幼稚園にもお声をかけさせていただきました。そういう研修というのもまた機会があればと考えております。研修の機会とともに、7月2日予定しております校長会でお伝えしようと考えていますのは、年2回はマニュアルに沿って訓練を各校で実施していただきたいということをお願いしたいと考えております。

最後ですが、札幌のプラムの種でということで、事故があったという報道がありました。朝、給食課長から報告がありまして、東大和市に関しましてはプラムを提供しますが、種なしのものを納品いただいて、それを提供しているということですが、今、委員長からありましたように、丸いものですとか、さまざまなどころにも危険が潜んでいるということで、注意してまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 大変大事に至らなくてよかったと思っております。ただ、マニュアルを見せていただいていないので、その中にはもう既に含まれているかもしれませんが、朝、先生方が職員室に揃われたときに、その日の献立を確認するなど、担任の先生方に自分の教室にそういう子ども、該当する子どもがいないかどうかということを毎朝確認するという形をとってもらったらどうかなと思います。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 まず各学校での対応の一つに、調布市の事故を受けまして、やはり担任だけでは全部は見切れないだろうということがあります。今お話のように、配慮を要する児童は担任はつかんでおります。その先に、保護者の許可を得てですが、その子はこういう食べ物でアレルギーを起こしやすいということを、例えば黒板に張ってしまって、みんなで注意しようねとか、それから、その日の献立の中にやはりいろいろな食材がありますので、その食材を見ながら子どもたちも理解をして、今日、誰々さん、これはだめだね、いろいろなところで、お互いに理解をして声をかけ合う。とにかく一人より二人、二人より三人、補強の先生が入ることもありますので、とにかくいろいろな、二重、三重の安全策をとっていくということを考えております。

以上でございます。

○土田委員 これは隠さなければならない個人情報ではないですね。特異な体質を持っているということになるわけですが。

○鈴木委員長 学校教育部長。

○阿部学校教育部長 今、室長から話がありましたように、実際にも実践として保護者のご同意を得て、教室内に、ほかの子どもたちにも注意を喚起する、本人はもちろんですが、周りにも協力いただくということで実践しているところもあります。やはり生命、健康にかかわるものがございますので、一般的にはそういう個人情報といいますか、知られたくない情報かと思いますが、特に集団生活の中での給食の場面で危険が潜んでいるという場合には、保護者のご同意があれば、それは許容の範囲ではないかと考えております。

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

なお、今回の出来事については、該当の学校も教育委員会の事務局もとても適時、適切に対応していただけて、事なきを得ることができたと思われました。これ

からもよろしくお願ひするとともに、今回どうもお世話様でございました。

報告事項5、第八小学校校舎増築工事について、本件の報告をお願いいたします。

建築課長。

○小泉建築課長兼教育施設担当副参事 それでは、第八小学校校舎増築工事について、ご説明申し上げます。

平成25年第2回市議会定例会において議決案件となっております第八小学校校舎増築につきましては、6月19日に契約業者が決定いたしました。このため、6月20日からの工期で、平成26年3月20日までの完了を目指して工事を行ってまいります。

それでは、工事概要について、説明いたします。

1 ページをご覧ください。これは学校の配置図になっております。今回増築する校舎につきましては校庭の一番東側、校舎の南側になります。増築校舎というところが今回増築する場所でございます。規模ですが、鉄筋コンクリート造二階建てになります。延べ面積としましては863.25平方メートルでございます。今回工事をするに当たりましては仮囲い、これは芝生化が第八小学校では行われておりますので、この芝生化には影響がないような形で仮囲いを設置しております。また、児童の通路ですが、今までは南門からの児童の登下校ということで行っておりましたが、今回そこが工事車両の出入り口ということで、2箇所今回児童用の仮設通路を設置しております。1箇所は校舎の南側を、東側の道路から入るような形で新しく門を設けております。もう1箇所は、一番南側なのですが、生化学工業のご協力をいただきまして、敷地の一部を借用しまして、児童用の仮設通路を設置しております。

2 枚目をご覧ください。これが校舎の平面図ということで、二階建てでございます。1階の平面図につきましては、普通教室が3教室を計画しております。一番左側、昇降口、自動ドアを設置しまして昇降口を設けております。校舎の北側ですが、階段室がございます。その隣がエレベーターとなっております。その隣に給食用の配膳用のスペースを設けております。その隣が男子便所、女子便所、あとだれでもトイレということで計画しております。一部北側に、廊下部分に水飲み場、流しがございます。それから、1階につきましては旧校舎との出入りがございますので、渡り廊下を旧校舎とつなぐような形で計画しております。

2階につきましてもほぼ普通教室3教室は変わりございません。多目的室ということで一部計画しております。北側については1階部分とほぼ同じ計画となっております。R階の平面図ということで、今回増築する場所が校庭の一部を使うことから、今までバスケットコートが1面ありました。今回その部分を学校でどうしても使いたいということで、屋上にバスケットコートを1面できるような形で整備しております。一応周囲に約3メートルのフェンスを回しましてバスケットコートを1面設けて、ゴールにつきましては移動式のゴールを2基設置する予定であります。

続いて、3ページをご覧ください。これが建物の立面図ということで、東西南北示してございますが、先ほど言いましたように屋上部分、これは通常のフェンスよりもかなり高い設置のフェンスでございまして、約3メートル、床からですと約3.5メートルの高さがございます。その中で一応バスケットボールができるような施設ということで計画しております。

説明は以上です。

○鈴木委員長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

私から1点ですが、仮囲いを設置していただいたり、バスケットゴールを屋上に設けていただいたり、学校の要望に沿って努力していただいております。また、子どもの安全には十分注意してくださっているようですが、くれぐれも子どもに事故が起きないように、よろしく続けてご配慮をお願いしたいと思います。

建築課長。

○小泉建築課長兼教育施設担当副参事 学校との調整の中では安全対策についてはかなりシビアに検討いたしました。工事車両の出入りにつきましては当然ガードマンを設置します。登下校の際には必ずガードマンが設置するような形、あそこの東側の道路につきましてはスクールゾーンになっておりますので、時間帯については車両の通行は禁止をするということで業者とは調整をとっております。

以上でございます。

○鈴木委員長 これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成25年第6回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時43分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 武石 修一郎